

## 漁業物価高騰対応費（電気代）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、電気代の高騰が県内漁業協同組合等の経営に及ぼす影響を緩和するため、県内の漁業協同組合連合会、漁業協同組合、公益財団法人神奈川県栽培漁業協会がその運営に要した経費のうち、電気代の上昇分に対する費用の一部について、予算の範囲内で漁業物価高騰対応費（電気代）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助の対象及び補助額の算出方法）

第2条 補助の対象とする団体、経費、期間及びこれらに対する補助率は別表1から別表4のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### （申請書の提出期日等）

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定による申請書に添付すべき書類は、知事が別に定めるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### （暴力団排除）

第4条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- （3） 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者

があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第3号様式）に知事が別に定める書類を添えて、事業完了の日から2箇月を経過した日までに、知事に提出するものとする。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

2 第3条第3項ただし書の規定により交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を

提出するに当たり、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第3条第3項ただし書の規定により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するものとする。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第10条 補助事業者は、住所又は氏名（所在地又は名称）を変更したときは、速やかに文書をもって、その旨を知事に届け出なければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は令和5年7月6日から施行し、令和5年4月1日から実施する事業に適用する。
- 2 この要綱は令和6年2月7日から施行し、令和5年10月1日から実施する事業に適用する。
- 3 この要綱は令和6年7月22日から施行し、令和6年4月1日から実施する事業に適用する。
- 4 この要綱は令和7年2月13日から施行し、令和6年8月1日及び令和7年1月1日から実施する事業に適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業	対象団体及び経費	対象期間	補助率
(上半期) 漁業物価高騰対応費 (電気代) 補助	次のいずれかの事業を行う漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び公益財団法人栽培漁業協会の運営経費のうちの電気代。  (1) 販売事業、製氷事業、冷凍事業、加工事業、漁業自営事業又は利用事業  (2) 県内放流用種苗の生産・育成事業	令和 5 年 4 月 1 日から 9 月末日まで	対象期間内の電気代実績に 3.5 / 103.5 を乗じた金額の 1 / 2 以内。

別表 2 (第 2 条関係)

補助事業	対象団体及び経費	対象期間	補助率
(下半期) 漁業物価高騰対応費 (電気代) 補助	次のいずれかの事業を行う漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び公益財団法人栽培漁業協会の運営経費のうちの電気代。  (1) 販売事業、製氷事業、冷凍事業、加工事業、漁業自営事業又は利用事業  (2) 県内放流用種苗の生産・育成事業	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月末日まで	対象期間内の電気代実績に 3.5 / 103.5 を乗じた金額の 1 / 2 以内。

別表 3 (第 2 条関係)

補助事業	対象団体及び経費	対象期間	補助率
漁業物価高騰対応費 (電気代) 補助	次のいずれかの事業を行う漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び公益財団法人栽培漁業協会の運営経費のうちの電気代。  (1) 販売事業、製氷事業、冷凍事業、加工事業、漁業自営事業又は利用事業  (2) 県内放流用種苗の生産・育成事業	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月末日まで	対象期間内の電気代実績に 15.6 / 100 を乗じた金額の 1 / 2 以内。

別表 4 (第 2 条関係)

補助事業	対象団体及び経費	対象期間	補助率
漁業物価高騰対応費 (電気代) 補助	次のいずれかの事業を行う漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び公益財団法人栽培漁業協会の運営経費のうちの電気代。  (1) 販売事業、製氷事業、冷凍事業、加工事業、漁業自営事業又は利用事業  (2) 県内放流用種苗の生産・育成事業	令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 10 月末日まで及び令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月末日まで	対象の事業期間内の電気代額に 1.0/100 を乗じた金額の 1/2 以内。

(第1号様式) (用紙 日本産業規格A4縦型)

年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所

郵便番号

氏名

(法人の場合にあつては所在地、団体名、代表者名)

年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 事業の目的

2 事業期間 年 月 ～ 年 月

3 交付申請額

金 円

4 交付申請額の算定方法

別添 補助金交付申請額算定表のとおり

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

(口座振替先)

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人(カナ)

※通帳に記載されているフリガナ、口座名義人を確認し、括弧、法人略記まで正確に記載してください。口座名義人と表記が異なると振り込まれない場合があります。

(第1号様式 別添) (用紙 日本産業規格A4縦型)

補助金交付申請額算定表

1. 事業期間内電気料金支払い見込額

	請求額	うち消費税額	請求額 (税抜き)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			①

2. 補助金申請額算定

合計請求額 (税抜き) ① × 11.0/100 = 円 : ②

② × 1/2 = 円 : ③

補助金申請額 : 円

※補助金申請額は③の金額以内とし、千円未満の端数金額は切り捨てとする。

※漁業物価高騰対応費 (電気代) 補助金実施要領第2条第2項各号に定める書類を添付のこと。

(第1号様式 別記1) (用紙 日本産業規格A4縦型)

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所

氏名

(法人の場合にあつては所在地、団体名、代表者名)

年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業に係る補助金の交付を希望するにあたり、下記1から5までのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、必要な場合には、当方が下記事項に関係していないか神奈川県警察本部長に確認を行うことについて承諾するとともに、神奈川県が当該事項を確認するため、役員名簿等の情報提供を求めた場合は直ちに提出いたします。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団である事業者
- 2 役員等(申請者が個人である場合はその者、法人である場合には代表者及び役員、法人格を持たない団体にあつては代表者をいう。以下同じ。)が法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められる事業者
- 3 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者
- 4 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者



第1号様式 別記2 (用紙 日本産業規格A4縦型)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	住所
代表者			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

団体名  
代表者氏名

(第2号様式) (用紙 日本産業規格A4縦型)

年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業  
変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所

氏名

(法人の場合にあつては所在地、団体名、代表者名)

年 月 日付で交付決定を受けた 年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業を次のとおり変更(中止、廃止)したいので承認を申請します。

1 変更(中止、廃止)の理由

2 変更(中止、廃止)内容

※交付決定がなされたものと、変更(中止、廃止)後のものとを対照できるよう、交付決定がなされたものを( )書きで上段に、変更(中止、廃止)後のものを下段に二段書きして下さい。

(第3号様式) (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

郵便番号

氏名

(法人の場合にあつては所在地、団体名、代表者名)

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業の実績を漁業物価高騰対応費(電気代)補助事業交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業の目的

2 事業実績(別添 事業実績算定表)

3 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

(補助金振込先) ※

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	
口座番号	

※交付申請時から変更があつた場合のみ記入してください。

(第3号様式 別添) (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業実績算定書

1. 事業期間内電気代支払い実績

	支払額	うち消費税額	支払額(税抜き)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			①

2. 補助金額算定

補助対象事業費 = 合計支払額(税抜き) ① × 11.0/100 = 円 : ②

② × 1/2 = 円 : ③

補助金額 : 円

※補助金額は③の金額以内とし、千円未満の端数金額は切り捨てとする。

※漁業物価高騰対応費(電気代)補助金実施要領第3条第1項各号に定める書類を添付のこと。

(第4号様式) (用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

漁業者名

(法人の場合にあつては所在地、団体名、代表者名)

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた 年度漁業物価高騰対応  
費(電気代)事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の交付等に関する規則第13条の補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

4 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額(5-4) 金 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。